

第 2 2 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第22回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和8年1月21日(水) 午後1時27分～午後2時26分

2 開催場所 小野市役所 2階 オープン会議室2-1・2-2

3 出席委員 (農業委員8名)

1 : 池澤 弘子 2 : 住本 昌彦

3 : 岸本 富生 4 : 住本 浩也

5 : 稲田 保 6 : 山田 英俊

7 : 中尾 正美 8 : 服部 正代

(農地利用最適化推進委員15名)

9 : 大谷 敏行 10 : 田中 勝

11 : 藤原 三男 12 : 井上 勝秀

13 : 藤原 一男 14 : 井上 秀隆

15 : 増田 種正 16 : 林 茂雄

17 : 大島 育雄 18 : 片山 嘉彦

19 : 横山 和行 20 : 西山 彰彦

21 : 中村 富昭 22 : 松尾 信行

23 : 永井 達郎

4 欠席委員 (農業委員0名)

(農地利用最適化推進委員0名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 藤原 政俊

事務局 河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第122号 非農地証明願に対する認可について

議案第123号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について

(農地中間管理権)

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知の受理

報告3 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

昨日20日は「大寒」ということで、非常に寒い日が続いております。今年の1月1日は穏やかな日でございました。初日の出を私の家から見たのですが、朝の7時30分でした。非常にきれいな初日の出を拝めました。

初日の出の太陽に、今年こそ冬場は良く照ってもらって暖かく、夏場はあまり照らずに涼しい夏にしてほしいと拝んでおりますので、今年が良い気候になると思っております。

平均気温で見えますと、過去1番暑かったのが2024年で1.48度、平年より高い状況でした。次に、2番目に高かったのが2023年で1.29度、平年より高い状況でした。次に、3番目に高かったのが2025年で1.23度、平年より高い状況でした。直近の3年間で1、2、3番を占めております。今年は平年並みの気温に近づいてほしいと思っております。

今年は、「午年」であります。馬は昔から牛と並んで農業に非常に密接な動物であります。私が子供のころ、耕運機等がなかったので、牛で田んぼを耕しており、馬は荷車を引いておりました。私が観光でハワイに行ったときに、観光牧場で乗馬体験をしました。観光牧場の馬はおとなしかったです。初めに乗り方を教えてもらって、馬に乗ったら簡単でございました。馬が慣れている感じでした。馬に乗りますと景色が違います。非常に高いところから景色を見るから、なかなか乗馬も良いものだと思います。

馬の元気にあやかって、今年1年が元気に過ごせたら良いなと思っております。

本日第22回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画等促進計画に係る意見についての審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただいまから第22回小野市農業委員会を開会いたします。
(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号4番 住本浩也委員、
5番 稲田 保委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第120号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の1ページをお願いします。

議案第120号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和8年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページの6件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長 議案第120号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。
議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページまでをあわ

せてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 池田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人（貸人） 池田町〇〇 〇〇 〇〇〇、申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇㎡ 小作地、摘要として、5年間の使用貸借権の設定であります。

5年前に使用貸借権の設定をされておられ、更新の申請となります。譲渡人（貸人）の〇〇さんは、他にも農地を所有されておられますが、農機具は一切所有されておらず、ほとんどの土地を譲受人（借人）の〇〇さんに耕作をお願いされておられます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 新部町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人（貸人） 新部町〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 新部町字〇〇〇〇〇 地目田面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、5年間の賃借権の設定であります。

譲受人（借人）の〇〇さんは5町ほどの農地で水稻等を耕作されておられます。譲渡人（貸人）の〇〇さんから譲受人（借人）の〇〇さんに、賃借による耕作の依頼があり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可するこ

とに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。
議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから6ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 河合中町○○ ○○ ○○、譲渡人 河合中町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 河合中町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、河合中町字○○○○○○ 地目田、面積○○㎡、合計2筆、合計面積○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○○○さんが譲渡人の○○○○さんに、息子が家を建てるために農地を譲ってほしいとお願いをされ、売買による所有権移転の話がまとまり今回の申請となりました。

申請地の1番には苗代をして、2番の家を建てる以外には畑をする予定とのことです。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、次の5番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

なお、小野市農業委員会会議規則第11条の規定により、16番林茂雄委員は退席をお願いいたします。

本来、三和町の担当委員は○○番○委員であります。同河合地区の○○番○○○○委員から説明をお願いいたします。

(○○○○委員退席)

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番、5番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、7ページから10ページまでをあわせてご覧ください。

4番

申請人：譲受人（借人） 三和町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人（貸人） 三和町〇〇〇 〇〇 〇〇 申請地：所在地 三和町字〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、5年間の賃借権の設定であります。

今回の申請地は、5年前から譲受人（借人）の〇さんが耕作をされておられ、譲渡人（貸人）の〇〇さんが現物支給（米）をいただきたいということで、今回の申請となっております。

5番

申請人：譲受人 三和町〇〇 〇 〇〇、譲渡人 尼崎市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇内 〇〇 〇〇 申請地：所在地 三和町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、三和町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇㎡、摘要として、5年間の賃借権の設定であります。

今回の申請地につきましても、5年前から譲受人（借人）の〇さんが耕作をされておられ、譲渡人（貸人）の〇〇さんが現物支給（米）をいただきたいということで、今回の申請となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 4番、5番について、説明は終わりました。4番、5番についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番：〇〇委員

私の説明いたしました1番の案件も同じですが、使用賃借権や賃借権の設定で5年の期間が終了した時に事務処理だけで済ますことはできないのでしょうか。

○事務局 今まで利用権設定により契約をされておられましたが、利用権設定の制度が終了したため、次の契約をどうするかとなった時に、事務処理を簡素化したらいいのではとのことですが、今回申請のある農地法第3条関係でしたら、自動更新されますので、次回からは事務処理はございません。物価水準が上がった時に、アパートの貸し借りと一緒に、家を貸したら返ってこないと一緒に、農地も貸したら返ってこない、自分が使いたいときに返ってこないなど、賃料が上がることも考えられないですが、米の値段が上がったら小作料も上げてほしいといってもなかなか上げにくいので、あまり利用されなかった経緯があります。

煩わしい更新手続きがいない代わりに、小作料の値上げとか、値下げ

などの話が両方でこじれたら難しいことがあります。

〇〇〇番 その場合に、審議の対象にするのか、答えがわかっているのだから事務局で事務処理だけするでは無理なのですか。

〇事務局 審議案件は委員会での審議となります。

〇〇〇番 わかりました。

〇議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、4番、5番については許可することに決定いたします。

〇議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、6番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、11ページから12ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 福住町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 福住町〇〇 〇〇
〇 〇〇、申請地：所在地 小田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡
自作地、小田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、合計2筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

参考資料の申請番号①と②がございしますが、①の農地は草が少し生えておりますが自己保全をされています。②の農地は水稻をされておられました。

譲受人の〇〇〇〇さんは若い方ですが、お父さんは認定農業者の〇〇〇〇〇さんで一緒にお住まいされておられ、農業をされておられますので問題はないかと思われまます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可するこ

とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第120号 農地法第3条関係では、申請件数6件、うち許可件数6件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第121号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の3ページをお願いします。

議案第121号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和8年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、4ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第121号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、13ページから14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 王子町○○○ ○○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 河合中町○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 河合中町字○○

〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転 一般住宅 木造2階建 1階 68.93㎡ 2階 56.32㎡、露天駐車場（第2種農地）となります。

譲受人の〇〇〇〇さんが、譲渡人の〇〇〇〇さんから農地を売買により譲り受け、住宅部分のみ分筆を行い、住宅部分以外は父親が畑をされる予定です。特に問題はないかと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が田、南側が道路、北側が田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（質問なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第121号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

（非農地証明願関係）

○議長 次に、議案第122号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の5ページをお願いします。

議案第122号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和8年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第122号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、15ページから16ページをあわせてご覧ください。

申請人：西宮市○○○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 小田町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成元年頃に山林化してしまっただようです。

現状は竹藪です。申請地周辺も含めて竹藪です。申請人の○○さんの父親が小田町で農業をされておられました。檜山町に自宅があり、小田まで通われて農業をされておりましたが、平成の初めごろにお亡くなりになられ、その後は農業をされる方もおらず、現在の状況となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番：〇〇委員

参考地図の中で、申請地の対面に家らしき表示がありますが、家ですか。

〇〇〇番 南側にあるのは家ですが、何年も前から空き家になっています。横にある建物の表示がありますが竹藪の中です。

〇議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(質問なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

〇議長 以上、議案第122号 非農地証明願に対する認可について、申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

〇議長 ここで、午後2時10分まで休憩いたします。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権))

〇議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第123号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

(産業創造課あいさつ)

〇議長 次に議案、第123号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

〇事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第123号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和8年1月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

8ページをお願いします。

市長部局より、令和8年1月5日付けで、意見を求められています。

9ページから16ページまでが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第123号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第123号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は、7ページから16ページまでとなり、別途、配布しております対象農地位置図と一緒にご覧ください。

いずれも、農地中間管理権に係る分であります。今回の農用地の利用集積計画の概要を申しますと、賃貸借権の設定で2件、使用貸借権の設定で5件となります。

それでは、賃貸借権の設定分からご説明いたします。議案資料9ページから12ページをご覧ください。

賃貸借権の設定1件目は、栗生町内の農地、計1筆・面積にして1,085平方メートルを、同町を拠点に、主に野菜・大豆を主とした営農を展開する認定新規就農者 ○○ ○氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図の1ページをご参照願います。貸借期間は本年3月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり2,000円となります。

賃貸借権の設定2件目は、山田町内の農地、計1筆・面積にして655平方メートルを、同町を拠点に水稻を主とした営農を展開する○○○○○ ○ ○○○○に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図の2ページをご参照願います。貸借期間は本年3月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり5,000円となります。

続いて、農地利用集積計画の使用貸借権の設定分について、ご説明いたします。議案資料13ページから16ページをご覧ください。

使用貸借権の設定1件目は、天神町内の農地、計3筆・面積にして3,179平方メートルを、同町を拠点に水稻を主とした営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図3ページをご参照願います。貸借期間は本年3月からの10年間となります。

使用貸借権の設定2件目は、長尾町内の農地、計2筆・面積にして3,846平方メートルを、同町を拠点に水稻を主とした営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図4ページをご参照願います。貸借期間は本年3月からの10年間となります。

使用貸借権の設定3件目は、河合中町内の農地、計8筆・面積にして10,591平方メートルを、河合中町を拠点に水稻を主とした営農を展開する認定農業者 〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図5ページをご参照願います。貸借期間は本年3月からの10年間となります。

使用貸借権の設定4件目は、復井町と河合中町内の農地であります、計2筆・面積にして3,493平方メートルを、河合中町と復井町を拠点に水稻を主とした営農を展開する〇〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図6ページをご参照願います。貸借期間は本年3月からの10年間となります。

使用貸借権の設定5件目は、菅田町内の農地、計1筆・面積にして621平方メートルを、下東条地区を拠点に水稻を主とした営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。〇〇氏は、認定農業者である〇〇〇〇氏の息子さんであり、現在は、〇〇〇〇氏とともに水稻生産を中心に約7ヘクタール弱の規模の農業経営に従事されております。

農地の所在ですが、位置図7ページをご参照願います。貸借期間は本年3月からの10年間となります。

以上をもちまして、議案第123号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇です。

農地利用集積等促進計画の中で、長尾町の案件がございましたが、利用

権の設定を受ける者として、三木市〇〇の〇〇〇〇さんとなっておりますが、もともと長尾町の出で現在は三木市に住んでいますが、実家は田んぼの近所にあつて、農機具等は実家にあることを補足させていただきます。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第123号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」に関する審議は終了しました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項1から3を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 17ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和7年12月1日～令和7年12月31日)

令和8年1月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号1 住所 広渡町〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 農業用倉庫

農家証明につきましては合計1件、使用目的は、農業用倉庫の申請です。

(2) 耕作証明 番号1 住所 葉多町〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計3件、使用目的は、全て軽油免税の申請です。

引き続きまして、18ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年12月1日～令和7年12月31日)

令和8年1月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 神戸市灘区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、借人 黍田町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 黍田町字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 地目田 面積〇〇㎡、黍田町字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 地目田 面積〇〇㎡、合計2筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年12月15日受理、利用権 賃借権の合意解約で、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定に係る届出は、22筆、25,632㎡の11件です。

引き続きまして、20ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年12月1日～令和7年12月31日)

令和8年1月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 榊町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
譲渡人(被相続人) 榊町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
物件の表示 所在地 榊町字〇〇〇〇 〇〇 〇〇 地目畑、面積〇〇㎡、
榊町字〇〇〇〇 〇〇 〇〇 地目田、面積〇〇〇㎡、合計2筆、合計面積
〇〇〇㎡、摘要といたしましては、相続による所有権取得、令和
7年12月5日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出
は、合計10件、38筆、35,793㎡でした。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。
ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

- 議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
- これをもちまして、第22回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和8年1月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員4番

議事録署名委員5番